

広島市長(健康福祉局保健部保健医療課)より、下記の通り「ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種再開について」の通知がありました。

平成 23 年 3 月 30 日

安佐医師会事務局

平成 23 年 3 月 30 日

社団法人安佐医師会長 様

広島市長 秋葉 忠利
(健康福祉局保健部保健医療課)

ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種再開について (依頼)

時下、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素より本市の保健衛生行政にご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、標記については、同時接種後の死亡例が複数報告されたことを受け、平成 23 年 3 月 5 日から、念のため、接種を一時的に見合わせていたところですが、今般、平成 23 年 3 月 29 日付け厚生労働省健康局結核感染症課から別紙のとおり通知があり、本市においてもこれらワクチンの接種を 4 月 1 日から再開することとします。

つきましては、下記について、貴会所属の医療機関への周知にご協力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 平成 23 年 4 月 1 日から、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種を再開します。
- 2 複数のワクチンの同時接種を行う際には、同意書を求めるものではありませんが、それぞれ単独接種が可能であることを保護者に説明した上で、同時接種を希望するかどうかを確認してください。
- 3 重篤な基礎疾患のある乳幼児では、感染症にかかるリスクもより高く、ワクチンの接種により、髄膜炎等の重い感染症を防ぐ効果が期待されますが、接種の際は、当該疾患の診療を行う主治医自らが接種の判断を行うか、主治医の意見を聞くなどにより、乳幼児の状態をよく確認して慎重に接種を行ってください。
なお、この場合も、同時接種を行うことは可能ですが、単独接種も考慮しつつ、慎重に判断を行ってください。
- 4 これらワクチンの接種の一時的な見合わせにより、標準的な接種間隔から遅れた場合、接種ができるようになった時点で速やかに接種を行ってください。
また、接種の対象年齢(2か月齢～5歳未満)を過ぎてしまった場合は助成の対象となりません。

保健予防・指導係 担当：山内
TEL：082-504-2622 FAX：082-504-2258

別紙

事務連絡
平成23年3月29日

各都道府県衛生主管部局 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

小児用肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチンの接種の再開等について

小児用肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチンについては、同時接種後の死亡例が複数報告されたことを受け、平成23年3月4日以降、専門家による評価を実施するまでの間、念のため、接種を一時的に見合わせていたところです。

去る3月24日に専門家の会議において、安全性上の懸念はないとの評価を受け、厚生労働省としても4月1日から接種を再開することとしました。

その実施に当たり、下記のとおりリーフレット等を作成いたしましたので、管下市町村を通じて医療機関等関係機関に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、これらの資料を含め、小児用肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチンの接種の一時的な見合わせ・再開に関する一連の資料は、厚生労働省ホームページ「ワクチン接種緊急促進事業について」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou28/index.html>に掲載いたしますので、併せてご活用ください。

記

1. 接種再開に伴うリーフレット
2. 小児用肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチン接種の再開についてのQ & A
3. 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業に関するQ & A（自治体向け）

以上